

富山市建設請負工事成績評定活用基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、富山市発注の建設工事の品質確保と技術力向上等を図るため、富山市建設請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定の結果に係る活用について必要な事項を定めるものとする。

(評 価)

第2条 この基準において、工事成績評定に基づく評価は、次のとおりとする。

評価区分	評定点	区 分
A	85点以上	他の模範となる優秀な工事
B	80点以上 85点未満	優秀な工事
C	75点以上 80点未満	優良な工事
D	65点以上 75点未満	標準的な工事
E	60点以上 65点未満	改善すべき事項が多く、当該受注者に指導が必要な工事
F	60点未満	改善すべき事項が著しく多く、当該受注者に強い指導が必要な工事

(成績優秀な工事の公表)

第3条 工事検査課長は、A又はB評価に該当する工事と工事を施工した業者を成績優秀として富山市のホームページで公表する。

2 公表は毎月行うものとし、期間は翌年度末までとする。

3 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領による指名停止又は富山市工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領等により入札参加の制限をされた場合は、公表を取り消すものとする。

(段階確認業務の緩和措置)

第4条 A又はB評価の工事に配置された技術者は、富山市建設請負工事監督要領（以下「工事監督要領」という。）別表2の、監督員が立会いによる確認する段階確認の一部を、受注者の責任において行う写真及び報告書等におきかえることができる。

この場合、別表監督員段階確認及び検査員検査事項の目安（以下「別表」という。）を参考におきかえる業務項目について監督員の承諾後、第1回目に提出する施工計画書に監督員が立会いによる確認する業務事項を記載するものとする。

2 段階確認業務の緩和措置対象工事は、A又はB評価の工事と同じ業種とする。

3 緩和措置対象の技術者が、以降の工事で75点未満の工事成績評定となっ

た場合は、80点以上の工事成績評定となるまで施工中の工事を含めて緩和措置対象の配置技術者とみなさないものとする。

(中間検査の緩和措置)

第5条 A又はB評価に該当した工事の技術者は、工事監督要領別表2の、検査員が行う中間検査の一部を受注者の責任において行う写真及び報告書等におきかえることができる。

この場合、別表を参考におきかえる業務項目について、監督員の承諾後、第1回目に提出する施工計画書に検査員が行う中間検査の業務項目を記載するものとする。

- 2 中間検査の緩和措置対象工事は、A又はB評価の工事と同じ業種とする。
- 3 緩和措置対象の技術者が、以降の工事で75点未満の工事成績評定となった場合は、80点以上の工事成績評定となるまで施工中の工事を含めて緩和措置対象の配置技術者とみなさないものとする。

(段階確認業務及び中間検査の緩和措置の適用除外)

第6条 富山市建設請負工事検査規程第6条3項により実施する中間検査は、緩和措置の適用除外とする。

- 2 富山市低入札価格調査制度実施要領で規程する調査基準価格を下回る価格で契約を締結した工事は、段階確認業務及び中間検査の緩和措置の適用除外とする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。